

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
 - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
 - ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現**
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・**就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実**

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・**集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定**
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別の教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・**特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上**

3. 特別支援学校の教師

- ・特別支援学校教諭・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・**オンラインを活用した自立活動の実践的研究**
- ・**文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進**
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

【新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告(抜粋)】

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

(きめ細かな就学相談と保護者への具体的な情報提供及び学びの場の検討等の支援)

- 障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援については、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するため、極めて重要である。各市町村教育委員会における子供たち一人一人に応じたきめ細かい支援をより一層充実させるため、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の参考となるよう国が作成している教育支援資料の内容を充実する必要がある。その際、例えば、
 - ・特別支援学級や通級による指導、通常の学級等の学びの場の判断について、教育支援委員会を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討すること。その際、引き続き、本人や保護者の意向を可能な限り尊重すること
 - ・必要に応じ、都道府県教育委員会や特別支援学校が市区町村教育委員会等の求めに応じた助言等を行うこと
 - ・特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒の障害の程度等をより具体的な形で分かりやすく示すとともに、障害の程度等を参考に特別の教育課程を検討する際の視点を解説すること
 - ・教育委員会が示す就学先と保護者の意向が合致しない場合の調整の場の在り方について検討すること。その際、調整の場については、様々な形態が考えられるが、法律の専門家等の参加も考えられること
 - ・特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者について通級による指導の対象とすることを検討することもありうること等を示すことが考えられる。
- これらに加え、今後更に、継続的な研修の実施や周辺自治体との情報共有等により就学相談担当者等の専門性向上を図ることも重要である。その際、特別支援教育に関する基礎的な内容はもとより、教育と福祉、医療、労働等の関係部局や期間と連携しながら、障害者権利条約や障害者差別解消法などの関連する法制度等、関連する幅広い内容を分かりやすい形で示していくことが重要である。

【教育支援資料】

各市町村教育委員会において就学手続に携わる者が、手続きの趣旨や内容について十分に理解し、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援を行うための参考資料。文部科学省において、平成25年10月に発行。

集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定

【新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告(抜粋)】

3. 特別支援学校における教育環境の整備

(特別支援学校の教室不足)

- 特別支援学校の在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いており、令和元年5月1日現在、全国の特別支援学校で3,162教室が不足している。特別支援学校の教室不足を解消するため、国においては、令和2年度から6年度までを「集中取組期間」として設定するとともに、特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業について国庫補助の算定割合の引き上げを行っている。各学校設置者には、「集中取組期間」において、特別支援学校の新設や増築を行ったり、他の学校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保したりする等の集中的な施設整備の取組を進めることが求められる。

(特別支援学校設置基準の策定)

- 特別支援学校の教育環境を改善するため、国は特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定することが求められる。設置基準を策定する際には、特別支援学校の設置の態様が様々であることも踏まえ、全ての特別支援学校に概ね共通する内容と個別に応じて配慮が必要な内容を併せた、特別支援学校を設置するうえで必要な最低基準とすることが重要である。また、現存する特別支援学校のうち基準を満たさない施設等が直ちに使用できなくなることがないように、国は必要な手当てを講じつつ、設置者は可能な限り基準に適合させるための措置を講じるよう努める必要がある。

【特別支援学校の教室不足について】

- 近年、特別支援教育を必要とする子供の増加により、減少傾向ではあるものの、令和元年5月現在で全国の特別支援学校で3,162の教室(※)が不足。

(※)整備する必要のある室数、新たに整備を希望する室数の合計

- 文部科学省では、特別支援学校の新增築や他の学校など既存施設を特別支援学校の用に供する改修等を支援するとともに、各都道府県に対して教室不足の解消計画を策定するよう要請。

【設置基準】

- 現状として、学校教育法第三条では、設置者は学校の種類に応じ設置基準等に従い学校を設置することとされているが、特別支援学校は設置基準が定められていない。
- 特別支援学校以外の学校種の設置基準に相当する内容の一部は、学校教育法施行規則に規定されている。

(参考)学校教育法

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない

特別支援教育を担う教師の専門性向上（特別支援学校の教師）

【新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（抜粋）】

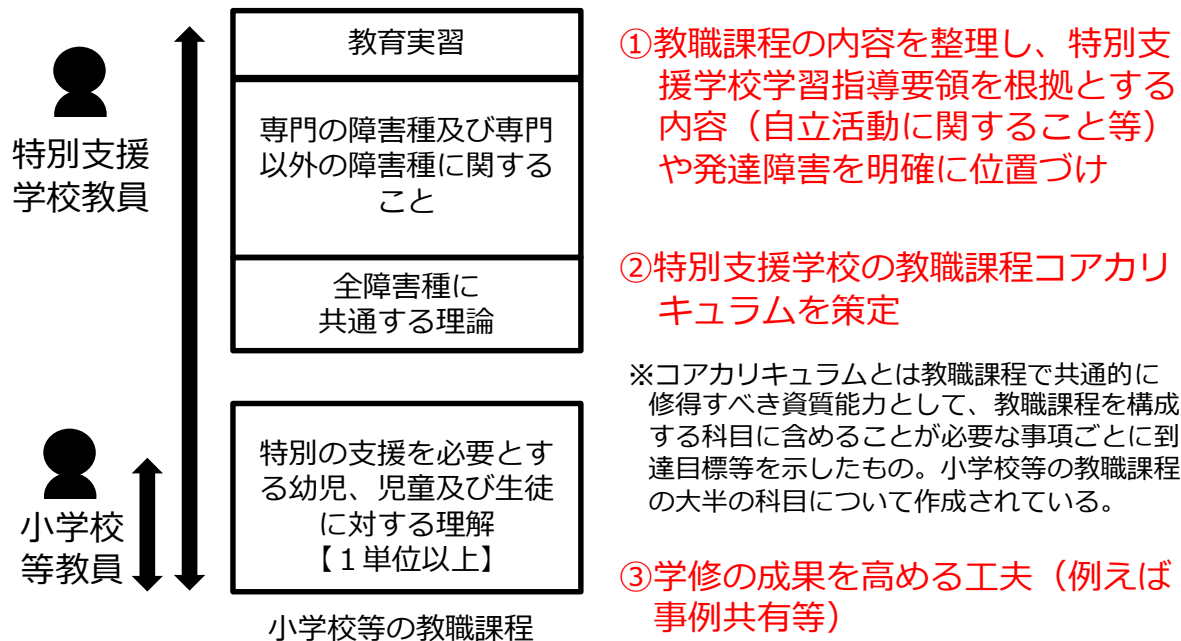
Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

（養成）

- 特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす上で最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにする必要がある。
- このため、**教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付ける。**その際、基礎となる免許状を取得する際に修得した内容との関連や接続も考慮する。
加えて、**見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要である。**その際、特別支援学校教諭免許状は現職教員が勤務年数等を加味し修得単位数を軽減して取得する場合も多いことから、**新たに策定するコアカリキュラムが免許法認定講習等においても参考となるよう留意する。**

特別支援学校の教職課程【26単位】



【参考】

小学校等の教職課程コアカリキュラム（抄）

事項：特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

到達目標：

- 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
- 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
- 3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

特別支援教育を担う教師の専門性向上（特別支援学級、通級による指導の担当教師）

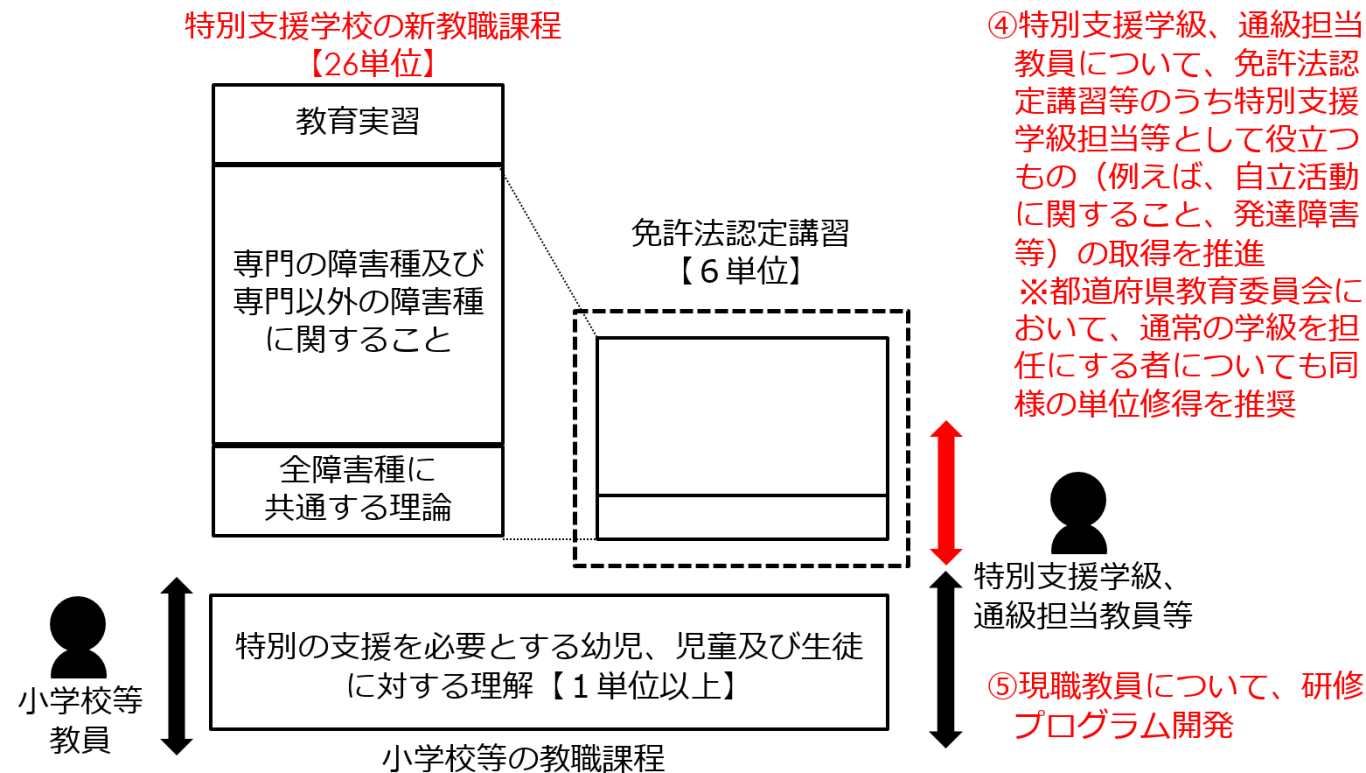
【新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告(抜粋)】

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

（専門性の向上策）

○ 現職の特別支援学級や通級による指導の担当教師については、特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用し、例えば自立活動や発達障害に関する事項など、特別支援学級担当等の資質向上に資する知識技能等の修得を促すことが必要である。なお、都道府県教育委員会においては、研修の一環として通常の学級を担当する者に対し、免許法認定講習を活用した単位の修得を推奨することも考えられる。



※教育職員免許法には、都道府県教育委員会（授与権者）が行う検定によって教員免許状を授与する制度がある。本制度を通じて、現在、小学校等の普通免許状保有者が特別支援学校の二種免許状を取得する例が多くがあるが、この場合、①特別支援学校の教員（小学校等の教員を含む）としての勤務証明を要する在職年数3年、②免許法認定講習等において修得を要する単位数6単位が必要であり、都道府県教育委員会等において免許法認定講習等が行われている。

※免許法認定講習等とは、一定の教員免許状を有する現職教員の方が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習等のこと。

特別支援教育におけるICTの利活用の推進

【新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告(抜粋)】

2. ICT活用による指導の充実と教師の情報活用能力

(ICT活用による指導の充実)

- 各教科等の指導と同様、自立活動の指導においても、子供一人一人の障害の状態等に応じて、具体的に指導内容を設定するものであることから、その指導が必要な子供に対し、学校の授業として基本的には対面での直接的なやりとりを通して学習が展開されているためことがほとんどであり、オンラインでの指導の実践事例は十分蓄積されていない。このため、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業では、各教科等の家庭学習やオンラインでの授業は工夫されていたが、自立活動の指導の多くは実施されていない状況があった。そこで、今後、**オンラインを活用した自立活動の指導の可能性も鑑み、対面での指導や児童生徒同士の学び合いとのベストミックスに留意しながら、オンラインを活用した自立活動の指導の実施方法やその留意点について、実践的に研究を進めることが必要である。**

(デジタル教科書・教材の活用)

- デジタル教科書やデジタル教材は、特別支援教育において、視覚情報や音声情報を複合的にわかりやすく提示したり、必要な情報を簡単に取り出したりすることができるなど、指導におけるツールとして非常に効果的である。更に、これらのツールを積極的に活用することで、教材の作成に係る教師の負担軽減にも資するものである。今後、ICT環境の整備や教材の研究が進むことにより、更なるさらなる普及が期待される。特に、**特別支援教育における文部科学省著作教科書のデジタル教科書化を進める必要がある。**

3 ICT環境の整備と校務のICT化

(校務のICT化)

- 特別支援教育におけるICT利活用化において、特に課題となるのは、校務のICT化である。まず、特別支援教育の支援や指導の基本となる個別の教育支援計画や個別の指導計画がICTを介して学校内外で的確に共有することが困難な事例が少なくない。その背景としては、その内容について関係者間の連携が不十分な上に、これは、校務系の情報システムの基盤である統合型校務支援システムにおいて、特別支援教育に配慮したシステムが形成されていないことも一つの理由であると考えられ、こうしたシステムの未整備が、切れ目ない支援に向けた関係機関間の必要な情報の共有を難しくしている側面もあるとされる。今後、**特別支援教育においても、より統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理が行われるよう、例えば、都道府県やシステムの開発業者に対して、特別支援教育に配慮したシステム開発を促していく必要があり、個別の教育支援計画の項目の標準化が必要との指摘も踏まえ、今後、文部科学省において、速やかにその参考となる資料を示すなど、支援を進めていく必要がある。**

◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 令和3年度予算案 71百万円（新規）

①ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

自立活動や通級による指導において、感染症対策や地理的な条件等により対面による指導が難しい際の学びの保障や担当教員の指導の質の向上など、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施

②ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発による効果的な指導の在り方について研究を実施

③文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について、障害の特性に応じた効果的な指導に求められる機能を踏まえたデジタル化を試行し、課題等を抽出

④高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施